

## 令和3年度 高野口町青少年健全育成会総会次第

- 1 開会のことば
- 2 会長挨拶 無
- 3 来賓挨拶 無
- 4 議長選出 無
- 5 議 事
  - (1) 令和2年度事業報告
  - (2) 令和2年度収支決算報告及び会計監査報告
  - (3) 令和3年度事業計画（案）
  - (4) 令和3年度収支予算（案）
  - (5) 令和3・4年度役員及び部会長（案）
  - (6) 高野口町青少年健全育成会規約
- 6 議長解任
- 7 連絡事項 書面表決（書面審議）のため無し
- 8 閉会挨拶

令和3年度総会も、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、書面表決の形とさせていただきます。同封のハガキに記載しました議案（1）～（5）の賛否につきまして、どちらかに○をつけて頂き、6月16日（水）までに投函頂きますようお願い致します。

議案の「賛成」「反対」両方に○がある場合、また両方に○がない場合は、その議案に賛成とみなさせていただきます。

投函頂いた書面表決書で、各議案の賛成が過半数以上である場合、可決とさせていただきます。

書面表決の結果につきましては、基本的に後日の各部会時に報告させていただきます。

**令和3年度高野口町青少年健全育成会総会 表決結果**

**最終ページ 令和3年度の各議案は全て可決されました。**

# 令和2年度事業報告

令和2年度協力会員 計81名

## 1、活動部会

### ○『元気』標語の募集

- ・7月20日～8月31日。（小学5年生の部88名、6年生の部88名、中学生1年生の部71名、中学2年生の部77名、一般の部58点、応募人数382名、内21点入選。）

表彰式＝12月6日。高野口地区公民館。入選作品は高野口地区内にプレート掲示する。

### ○ちびっこ広場の開催

- ・（本年度中止）

### ○凧づくりと凧揚げ会

- ・各校での凧づくりと凧揚げを、時間内におさめるための諸準備に3日。
- ・高野口小—1月14日（2年生48名対象）、応其小—1月19日（3年生49名対象）、きのかわ支援学校—1月21日（5年生13名対象）。

### ○部会4回開催。

## 2、環境部会

### ○田原川周辺の美化活動 ・（本年度中止）

### ○JR高野口駅の美化活動 ・（本年度中止）

### ○環境パトロール

- ・7月22日 環境パトロール実施のための配付ティッシュのチラシ入れ。1,000枚。
- ・8月1日 スーパー、量販店6店舗の巡回と非行防止協力依頼（部会理事と育成会役員10名、かつらぎ警察署員1名、青少年センター職員1名参加。）

### ○各校との花植交流会のための花苗、土、プランターの購入等

- ・11月11日 パンジー苗を紀北農芸高校で450株、森田農園で400株購入。プランター41は事前に人権啓発委員会で購入、土131は量販店で配達をお願いする。

（経費は、高野口人権啓発推進委員会、高野口共育コミュニティ、育成会で出し合う。）

### ○花植え交流会（町内各地域の人権啓発推進委員さんと高野口共育コミュニティとの

合同実施)

- ・ 11月11日—高野口中（生徒40名、関係者14名）。11月16日—高野口小（児童32名、関係者10名）。11月17日—応其小（児童18名、関係者25名）。11月24日—きのかわ支援学校（4・5・6年生35名、関係者11名）で児童生徒と共に花植交流を実施する。

○校区内クリーン作戦

- ・ 1月13日—高野口中（2年生77名、教員6名、育成会と都市整備課職員13名）。2月16日—応其小（6年生56名、教員4名、育成会8名）。2月18日—高野口小（5・6年生68名、教員5名、育成会8名）で実施する。

○部会3回開催。

### 3、家庭部会

○朝の声かけ挨拶運動の実施13日間

- ・ 8月13日 4,000個のポケットティッシュに、感謝標語チラシの差し入れ作業。
- ・ 9月～11月 毎水曜日7時40分～8時50分。高野口こども園、応其こども園、香久の実保育園、高野口小、応其小、高野口中、伊都中央高校の校門・通用門等で実施。（きのかわ支援学校は本年度中止、各小中高は7時40分～8時20分、各園は8時15分～8時50分。）

（協力者＝家庭部会員、民生児童委員、更生保護女性会、各校関係者、合計91名。）

○教育講演会の開催（高野口地区共育コミュニティとの共催）

- ・ 10月1日 応其小学校体育館（94名参加）。

（講師）大阪大学名誉教授 小野田 正利 先生

（演題）「地域・学校・保護者が手を取り合いながら子どもの安心・安全を守る」

○部会2回開催。

### 4、CP部会

○見守り活動の実施

- ・ 7地域での月～金曜日、登下校時間帯の小中学生の見守りと、任意でのパトロール（配達、散歩等）活動。（5月20日現在の見守りボランティア登録者は135名）

○防犯啓発パトロール

- ・ 戎祭り、桜祭り。（本年度中止）

○各校児童との対面交流会

- ・見守り活動メンバーと児童との顔合わせ。（本年度中止）

○部会 2 回開催。

## 5、広報部会

○高野口町青少年健全育成会広報紙「ゆうき」の作成と町内全戸配付（10月、3月）。

- ・原稿依頼、編集、各自治会への配布作業を行う。（配付部数は10月、3月とも7,000部）

○広報活動

- ・高野口町青少年健全育成会ホームページでの広報。
- ・教育講演会への参加呼びかけ（町内各店舗等に開催チラシの掲示）。

○『元気』標語入選作品の掲示

- ・JR高野口駅、高野口地区公民館及び各小学校に、入選全21点の標語を掲示。

○部会 2 回開催。

## 6、役員会

○役員会毎月1回の開催。理事会1回開催。

○ボランティア保険のとりまとめ。各種依頼状の送付。各種報告書の作成。総会資料の作成。

○高野口町内各小学校の入学式・卒業式に参列、運動会にも出席。（本年度非参加）

○橋本市青少年育成市民会議及び社会教育認定団体の会議に出席。

○橋本市青少年育成市民会議会長表彰 候補者推薦。（内定済）

令和3年度（功劳賞個人）中西 実、岡 清司、楠村三郎、貴志光子、  
藤田昌夫、南井ゆかり。敬称略（計6名）

（奨励賞個人）堀川和子、高<sup>たかや</sup>家千津子、辻協<sup>ひとし</sup>均。敬称略（計3）

○盆及び年末の事務所内外の清掃。

# 朝の声かけあいさつ運動

香久の実保育園



高野口中学校



伊都中央高等学校



教育講演会



花上交流会



たこ作り・凧揚げ講習会



通学路クリーン作戦



## 令和2年度 会計監査報告

令和3年5月27日（木）に高野口町青少年健全育成会事務所にて、  
令和2年度の会計帳簿及び関係書類の監査を行いました。  
会計帳簿は正確に記載されており、証拠書類等の保管も適切になさ  
れていたことを認め、ここに報告いたします。

令和3年6月4日

監事 寺尾 恵二 印



監事 加藤 儀夫 印



# 令和2年度収支決算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

収入総額 584,901円

支出総額 533,071円

差し引き額 51,831円は令和3年度に繰り越します。

## <収入の部>

項 目	本 年 度	本 年 度	増 減	適 要
	予算額	決算額		
1 繰越金	43,536	43,536	0	
2 助成金	540,000	540,000	0	橋本市青少年育成市民会議
3 寄付金	1,000	0	-1,000	
4 雑収入	1,000	1,365	365	印刷機使用料
合 計	585,536	584,901	-635	

## <支出の部>

項 目	本 年 度	本 年 度	増 減	適 要
	予算額	決算額		
1 運 営 費	161,100	109,563	-51,537	
(1)会議費	10,000	0	-10,000	
(2)事務費	36,000	11,444	-24,556	
①消耗品費	25,000	11,444	-13,556	トナー・紙・封筒・インク等
②印刷費	1,000	0	-1,000	
③修理費	10,000	0	-10,000	
(3)通信費	47,000	41,291	-5,709	
①切手代	20,000	16,165	-3,835	
②電話代	27,000	25,126	-1,874	
(4)旅費	5,000	0	-5,000	
(5)光熱費	63,100	56,828	-6,272	
①電気代	20,000	16,748	-3,252	
②水道代	40,100	40,080	-20	
③燃料費	3,000	0	-3,000	
2 事業活動費	360,000	423,287	63,287	
(1)広報部会費	50,000	42,410	-7,590	「ゆうき」発行2回
(2)活動部会費	170,000	169,016	-984	標語のプレート・タコ作り材料・傷害保険料
(3)家庭部会費	60,000	29,997	-30,003	あいさつ運動用ティッシュ、傷害保険料
(4)環境部会費	75,000	103,364	28,364	花植交流苗・清掃お茶・傷害保険料
(5)CP部会費	5,000	78,500	73,500	見守り活動帽子取替
3 備 品 費	5,000	0	-5,000	
4 雑費(予備費)	59,436	220	-59,216	
合 計	585,536	533,070	-52,466	



# 令和3年度 事業計画（案）

## 1 基本方針

次の時代を担う青少年が、心身ともに健全に育つことは、社会全体の願いであります。

しかし、現在の青少年を取り巻く環境や状況は、多様化する生活様式や科学技術の進歩による、通信機器やインターネットがもたらす問題、また、有害情報の氾濫、青少年犯罪の低年齢化や凶悪化、少年少女を狙った犯罪など、社会問題となっている事案は少なくありません。

そのような中、私たち大人ができることを通じて、青少年との交流等を図り、「地域の子どもは地域で育てる。」という意識を高め、健全な成長を支援していくということが大事なことであると考えます。

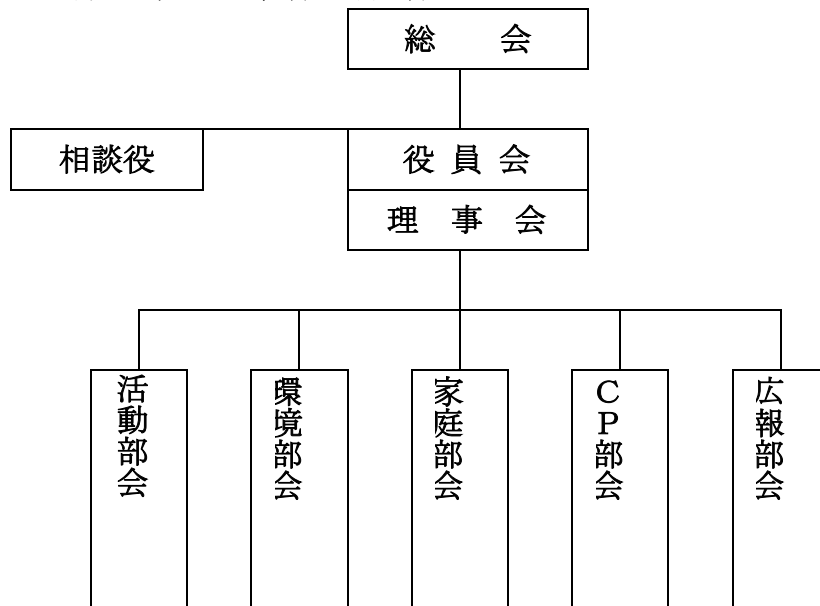
高野口町青少年健全育成会は、関係機関、関係団体との連携のもと、青少年の社会参加活動や体験活動、防犯活動やふれ合い活動、地域や家庭の教育力を高めるための取り組み等に努め、青少年の健全な成長の一役を担うということを目的としています。

このための重点目標として、次の8項目を掲げて取り組んでいきます。

## 2 重点目標

- (1) 青少年健全育成会5部会の組織強化に努める。
- (2) 非行防止や生活環境の浄化推進に努める。
- (3) 世代間交流や体験活動の場の提供に努める。
- (4) こども見守り活動の推進に努める。
- (5) 家庭や地域の教育力向上に努める。
- (6) 広報活動の充実に努める。
- (7) 橋本市こどもスマホ宣言に添った取り組みに努める。
- (8) 健全育成会への加入促進に努める。

### 3 高野口町青少年健全育成会組織



### 4 各部会の活動内容

- (1) 活動部会 「多様な生活体験と健やかな成長」をテーマに、豊かな心や体、また、健全な想像力や連帯感を育てる。
- ① 子ども達が多様な経験や体験ができるような活動を推進する。
  - ② 「ちびっこ広場事業」等を開催し、子ども達が主体的に活動できる場を提供する。
  - ③ 子ども達が健やかに育つための標語募集を行い、地域全体の子育てに関する意識を高める。
- (2) 環境部会 「健全な環境コミュニケーションづくり」を柱に、奉仕の心や公共の美化意識も併せて育てる。
- ① ゲームセンター、量販店、コンビニ、カラオケボックス店、また、不良図書の見回りにより、青少年の適切な環境づくりに努める。
  - ② ボランティア活動や環境美化の意識向上につながる機会を提供する。
  - ③ 町内の事業者の協力のもと、少年を守る連携活動を推進する。
- (3) 家庭部会 家庭や地域の育成力を高める取り組みを行う。
- ① 家庭や地域の育成力を高めるための講演会を開催する。
  - ② 各関係団体と協力しながら、「声かけあいさつ運動」を実施し、大

人と子どもの人間関係や信頼関係を深める。

(4) CP部会 「子どもを事故や不審者から守る」を目標に、将来を担う子ども達の安全な地域生活を培う取り組みを行う。

- ① 子ども達の登下校時の見守り活動を柱に、地域全体での子ども見守り意識を高めていく。
- ② 見守り活動時には、あいさつ等の声かけを行う。
- ③ 桜祭り、戎祭り開催時における防犯パトロール活動を行う。

(5) 広報部会 青少年の健全育成に関わる各種広報活動を行う。

- ① 青少年健全育成のための広報紙等を各自治会にお願いし配付する。  
また、育成に関する記事を公民館だよりに掲載していく。
- ② 青少年育成に関する各事業への参画を呼びかける。
- ③ 広く啓発活動を展開するため、ホームページの充実と関係団体や関係機関との連携を図っていく。

# 令和3年度収支予算書(案)

令和3年4月1日～令和4年3月31日

収入総額 593,831円

支出総額 593,831円

## <収入の部>

項 目	本 年 度 予算額	前 年 度 予算額	比較増減	適 要
1 繰越金	51,831	43,536	8,295	
2 助成金	540,000	540,000	0	橋本市青少年育成市民会議
3 寄付金	1,000	1,000	0	
4 雑収入	1,000	1,000	0	
合 計	593,831	585,536	8,295	

## <支出の部>

項 目	本 年 度 予算額	前 年 度 予算額	比較増減	適 要
1 運営費	156,100	161,100	-5,000	
(1)会議費	5,000	10,000	-5,000	
(2)事務費	31,000	36,000	-5,000	
①消耗品費	20,000	25,000	-5,000	トナー・紙・封筒・インク等
②印刷費	1,000	1,000	0	
③修理費	10,000	10,000	0	
(3)通信費	52,000	47,000	5,000	
①切手代	25,000	20,000	5,000	
②電話代	27,000	27,000	0	
(4)旅費	5,000	5,000	0	
(5)光熱費	63,100	63,100	0	
①電気代	20,000	20,000	0	
②水道代	40,100	40,100	0	
③燃料費	3,000	3,000	0	
2 事業活動費	395,000	360,000	35,000	
(1)広報部会費	55,000	50,000	5,000	「ゆうき」用紙・ホームページ費用
(2)活動部会費	180,000	170,000	10,000	標語のプレート、ちびっこ広場・タコ作り材料等
(3)家庭部会費	70,000	60,000	10,000	あいさつ運動用ティッシュ、講演会講師謝礼
(4)環境部会費	85,000	75,000	10,000	花植交流苗、環境浄化パネル
(5)CP部会費	5,000	5,000	0	
3 備品費	5,000	5,000	0	
4 予備費	37,731	59,436	-21,705	傷害保険料を含む
合 計	593,831	585,536	8,295	

和3・4年度 高野口町青少年健全育成会役員及び部会長

役職名	氏 名	備 考
相談役	辻 本 勉	伊都地方青少年育成県民運動推進委員会会長
相談役	伏 原 淳 良	前高野口町青少年健全育成会会長
相談役	坂 口 卓	前高野口町青少年健全育成会副会長

役職名	氏 名
会 長	赤 井 正 憲
副 会 長	井 上 百合子
副 会 長	大和久 健 二
副 会 長	井 澤 清
事務局 長	前 田 泰 久
事務局 次長	井 本 正 和
会 計	神 原 秀 代
監 査	寺 尾 恵 二
監 査	加 藤 儀 夫

各部会	部 会 長 名
活 動 部 会	井 上 百合子
環 境 部 会	松 岡 街 子
家 庭 部 会	北 浦 健 司
C P 部 会	大和久 健 二
広 報 部 会	野 田 幹 也

# 高野口町青少年健全育成会規約

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、高野口町青少年健全育成会と称する。

## 第 2 章 目的および活動

(目 的)

第 2 条 この会は、青少年問題の重要性にかんがみ、関係機関および各種関係団体が緊密な協力を保ち、町民の総意を結集し、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(活 動)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 青少年に、誇りと責任について自覚を高めるための活動。
- (2) 健全な青少年団体およびグループ活動の育成と、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための活動。
- (3) 文化・体育およびレクリエーションを奨励するための活動。
- (4) 青少年のための施設の整備を促進し、その効果的な利用を図るための活動。
- (5) 家庭教育・学校教育・社会教育の連携を緊密にするための活動。
- (6) 家庭を健全にするための活動。
- (7) 青少年の非行防止および事故防止のための活動。
- (8) 町内の環境浄化を図るための活動。
- (9) 青少年の健全育成のための活動。
- (10) 児童・生徒の登下校時の見守り活動及び防犯パトロール。
- (11) 地域安全安心ステーション推進事業への参画。
- (12) きのくに地域（高野口）共育コミュニティ推進事業へ参画。
- (13) その他この目的を達成するための活動。

## 第 3 章 組織および機関

(会 員)

第 4 条 この会は、会の趣旨に賛同する個人および団体、  
自治会長（以下「会員」という）をもって構成する。

(会 議)

第 5 条 この会に、次の会議を置く

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 役員・役員部長会
- (4) 各部会

(総 会)

第 6 条 総会は、役員・各団体・自治会長からなる代議員をもって構成し、毎年1回以上会長が招集し、次の事項を報告し、承認を求めるものとする。

- (1) 事業報告および決算
- (2) 事業計画および予算
- (3) その他、役員会・理事会および部会において必要と認めた事項

(役員会及び理事会)

第 7 条 役員会は、会長が招集し、必要に応じて開くことができる。

2、 理事会は、会長が招集し、会長・副会長・事務局長・事務局次長・会計及び、理事を以て構成し、会の業務を掌理する

(部 会)

第 8 条 1、この会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2、部会に、部会長および副部会長を置くことができる。
- 3、部会長・副部会長は、部会員のなかから互選する。
- 4、部会は、部会長が招集する。

(議 長)

第 9 条 1、総会の議長は、その都度会員のなかから会長が指名する

- 2、理事会の議長は、会長が指名する
- 3、部会の議長は、部会長とする

(議 決)

第10条 別に定める場合のほか、総会は、出席会員の過半数で議決し、理事会は、構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数の賛同を得て議決する。

(議決の委任)

第11条 理事は、やむを得ない理由のため会議等に出席できないときは議案等について文章をもって議決し、または代理人に議決を委任することができる。

## 第 4 章 役員および事務局

(役 員)

第12条 1、この会に、次の役員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) // 次長 若干名
- (5) 会 計 1名
- (6) 理 事 若干名
- (7) 監 事 2名

2、役員は、推薦委員会により選出、推薦され、総会にて承認を得る。

3、推薦委員会は、若干名の推薦委員により構成され、推薦委員長1名を置く。  
推薦委員長、推薦委員は、前会長の指名により理事の中より選出され、理事会の承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第13条 1、会長は、この会の業務を総理し、この会を代表する。

2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。

3、事務局長は、会長の命を受け、本会の業務を処理する。

4、事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故ある時はその職務を代行する。

5、会計は、この会の会計を行う。

6、理事は、規約第7条に定めるところにより、その職務を行う。

7、監事は、この会の会計および業務の執行を監査し、その結果を総会で報



告する。

(役員・部会長等の選任)

第14条 会長・副会長・事務局長・事務局次長・会計及び監査は、総会において選任し、部会長は各部会のうちから・理事は、各部会の代表をもって構成する。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

2、役員に欠員が生じた場合は、会長が委嘱する。

3、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

4、役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(相談役)

第16条 この会に、理事会の承認を得て相談役を置くことができる

2、相談役は、本会の事業に関して必要に応じ会議に出席し、意見を述べるができる。

(事務局)

第17条 この会の日常の業務を処理するため、事務局を元高野口地区公民（橋本市青少年育成市民会議）に置く。

2、事務局に事務局長と次長、及び事務局員を若干名置くことができる。

## 第 5 章 会 計

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第19条 この会に要する経費は、・助成金・寄付金および、その他の収入をもってあてる。

## 第 6 章 規約の改正

(規約の改正)

第 20 条 この規約は、総会において出席者の 3 分 2 以上の同意を得て改正することができる。

## 第 7 章 補 則

第 21 条 この規約の執行について必要な細則は、理事会が定める。

(執行期日)

第 22 条 この規約は、平成 7 年 6 月 24 日から施行する。

付 則

1. この規約は、平成 8 年 6 月 24 日から改正施行する。
2. この規約は、平成 18 年 6 月 10 日から一部改正施行する。
3. この規約は、平成 20 年 6 月 14 日から一部改正施行する。
4. この規約は、平成 21 年 6 月 12 日から一部改正施行する。
5. この規約は、平成 26 年 6 月 28 日から一部改正施行する。
6. この規約は、令和元年 6 月 14 日から一部改正施行する。

## 令和3年度高野口町青少年健全育成会総会 表決結果

令和3年度総会につきまして、今年度も新型コロナウイルスの感染防止の観点から、書面表決（書面審議）の形とさせて頂きました。つきましては、会員の皆さま書面表決にご協力をいただきましてありがとうございました。令和3年6月16日（水）を締切としてご提出いただきました書面表決について、結果を下記のとおり報告します。

### 記

会員総数83名中、68名にご提出いただきましたので、総会成立条件である賛成が過半数を越えているため、令和3年度の各議案は全て可決されました。

議案第1号	令和2年度 事業報告について	賛成68	反対0
議案第2号	令和2年度 収支決算報告について	賛成68	反対0
議案第3号	令和3年度 事業計画（案）について	賛成68	反対0
議案第4号	令和3年度 収支予算（案）について	賛成68	反対0
議案第5号	令和3年4年度役員及び部会長について	賛成68	反対0

問合せ先 高野口町青少年健全育成会 電話 42-3001  
事務局長 前田 泰久